

公的研究費の不正防止対策基本方針

公益財団法人エイズ予防財団（以下「当財団」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定。平成26年2月18日改正）に基づき、不正防止対策の基本方針を以下のとおり策定し、公的研究費を適正に管理・運営するための取り組みを行います。

1 法令、指針、ガイドラインの遵守

研究活動等不正防止に関する法令、国及び研究費の配分機関等の定める方針、ガイドライン等を遵守します。

2 責任体制の明確化

公的研究費を適正に管理・運営するため、以下のように責任体制を定めます。

最高管理責任者：理事長

統括管理責任者：事務局長

コンプライアンス推進責任者：事務局長

3 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

当財団における不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境整備を行い、不正使用を防止する観点から、以下の取り組みを行います。

(1) ルールの明確化・統一化を進める。

(2) コンプライアンス教育の徹底による関係者の意識向上を図るとともに、誓約書を徴収する。

4 各種規程、運用ルールの整備

公的研究費の不正行為の防止に関する規程、運用ルールは最新の法令、指針、ガイドラインに沿って随時見直すとともに、その内容を当財団内に周知・徹底します。

5 情報発信・共有化の推進

公的研究費の不正使用等に関する通報に対応するため、当財団に通報窓口及び相談窓口を設置します。

相談窓口：compliance@jfap.or.jp

6 モニタリングの在り方

公的研究費の適正な管理のため、発注・検収・支払い等の実施状況及び会計書類を確認し、物品の実査等を行います。

平成 29 年 1 月 1 日